

独立行政法人国立高等専門学校機構における研究費等不正防止計画

平成20年8月28日

理事長裁定

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における研究費等の不正使用を未然に防止するため、「独立行政法人国立高等専門学校機構における研究費等の管理・監査の実施方針」第8に基づき、次のとおり不正防止計画を策定し、機構本部（以下「本部」という。）及び機構が設置する各国立高等専門学校（以下「各学校」という。）が実施すべき必要な事項を定めるものである。

実施事項	実施部署	実施時期			備考
		19年度	20年度	21年度	
I 機関内の責任体系の明確化					
① 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって競争的資金等の運営・管理が行えるよう、自ら率先して不正防止計画の実施に対応することを表明し、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。	本部	○	→	→	
② 統括管理責任者は、最高管理責任者のリーダーシップの下で、研究費等の執行及び管理主体が各学校にあることを踏まえつつ、機構全体の不正防止対策を推進する。	本部	○	→	→	
③ 部局責任者は、最高管理責任者のリーダーシップの下で各学校等の部局における不正防止対策を推進する。	本部・各学校	○	→	→	
④ 本部は、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者の職名を機構ウェブサイトにて公開する。	本部	○	→	→	
II 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備					
(1) ルールの明確化・統一化					
① 各学校共通のルール（細則、取扱要項等）の整備を順次進め、機構として統一を図る。	本部		○	→	
② 各学校共通のFAQ（質疑応答集）の作成等を順次進め、ルールの解釈について機構として統一的運用を図る。	本部		△	○	20年度より順次進める
③ 本部は、整備したルールの全体像を体系化し、機構ウェブサイトにて公開する。	本部		○	→	
④ ルールの明確化・統一化にあたっては、本部が業務改善委員会（会計部門）と連携して整備を進めるものとする。また、本部は、ルールの形骸化やルールを遵守できない事情等の有無を確認するため、各学校の状況把握に努めるものとする。	本部		○	→	
(2) 職務権限の明確化					
① 本部は、研究費等の執行について、研究及び事業の実施状況に応じて研究費等の使用計画を策定する研究当事者及び当該使用計画に従い発注・検収等の事務処理を行う事務職員それぞれの権限と責任を明確に定めるものとする。また、部局責任者は、当該定めを教職員に周知し理解を共有する。	本部・各学校		○	→	
② 会計機関補助者の「事務の範囲」について、実態と職務分掌に乖離が生じないように検討したうえで雛形を作成し、補助者の周知方法を含めて各学校において統一的な措置が図られるよう標準化を進める。	本部		○	→	
③ 財務会計システムの決裁権限や支出決議等出力帳票の決裁欄について、雛形を作成し、各学校において統一的な処理が図られるよう標準化を進める。	本部		○	→	
④ 職務権限の標準化にあたっては、本部が業務改善委員会（会計部門）と連携して整備を進めるものとする。	本部		○	→	

実施事項	実施部署	実施時期			備考
		19年度	20年度	21年度	
(3) 教職員の意識向上					
① 部局責任者は、機構の責任において管理すべき全ての研究費等について、機関管理の徹底を図る。また、研究費等が国民の税金その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用（予算管理）及び説明責任（決算）を果たすべく、常に適正な管理を行う。	本部・各学校	○	→	→	
② 本部は、各学校の会計実務者を対象とした研修会を定期的に開催するものとする。また、部局責任者は、当該研修会及び他機関が主催する説明会等への事務職員の参加を促進する。	本部・各学校	○	→	→	
③ 本部は、研究活動に係る教職員の行動規範を策定する。また、部局責任者は、行動規範について、機構内会議及び各学校の会議等において、教職員に対して周知徹底を図る。	本部・各学校		○	→	
④ 本部は、行動規範や競争的資金等のルールに関して、教職員の理解度を把握するため、アンケート調査を定期的実施する。	本部		○	→	
(4) 調査及び懲戒に関する運用の透明化					
① 不正に係る調査等にあたっては、独立行政法人国立高等専門学校機構研究費等の不正使用に関する通報規則（制定予定）にしたがって、予備調査委員会及び調査委員会による調査等を行い、その結果により必要な措置を講ずる。	本部・各学校	○	→	→	
② 懲戒にあたっては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（機構規則第30号）にしたがって処分を決定する。	本部・各学校	○	→	→	
Ⅲ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施					
(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定					
① 本部は、研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析するための現状調査等を適宜実施する。	本部	○	→	→	
② 本部は、企画委員会の審議を経て、研究費等不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定する。	本部		○	→	
(2) 不正防止計画の実施					
① 本部に統括管理責任者、事務局長及び関係課長を構成員として、機構全体の観点から不正防止計画の推進を担当する研究費等不正防止対策室（以下「対策室」という。）を設置し、各学校は対策室と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。	本部・各学校	○	→	→	
② 対策室は、各学校における不正防止計画の実施状況等についてフォローアップを行うと共に、適宜見直しを図る。	本部			○	
③ 最高管理責任者は、率先して不正防止計画の実施に対応することを機構ウェブサイトにより機構内外へ表明する。	本部		○	→	
④ 対策室は、不正防止計画の進捗状況等を随時最高管理責任者へ報告し、今後の実施方針等について指示を受けるものとする。	本部		○	→	
Ⅳ 研究費の適正な運営・管理活動					
① 本部は、中間決算（9月末）時に各学校における予算の執行状況を確認すると共に、予算の計画的な執行を図るため、各学校への早期予算配分に努めるものとする。	本部	○	→	→	
② 各学校は、財務会計システムにおける財源別予算管理の徹底を図ると共に、各教職員が予算執行の状況を把握できるようWeb調達システムの稼働を進める。	各学校		○	→	

実施事項	実施部署	実施時期			備考
		19年度	20年度	21年度	
③ 本部及び各学校は、随意契約から一般競争入札（企画競争等を含む）への移行を進める。	本部・各学校	○	→	→	
④ 部局責任者は、発注・検収業務に研究当事者が直接関わることをないよう、担当事務職員による発注・検収体制の徹底を図る。	各学校	○	→	→	
⑤ 本部は、納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等について、各学校共通のチェック体制を構築し、その方法を文書化する。	本部		○	→	
⑥ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、独立行政法人国立高等専門学校機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領（平成19年11月13日事務局長裁定）にしたがって処分を決定する。	本部・各学校	○	→	→	
⑦ 本部は、平成20年4月からの旅費業務一元化にあたり、研究当事者の出張状況等を担当事務職員が確認できるようシステムを構築する。	本部		○	→	
V 情報の伝達を確保する体制の確立					
① 研究費等の事務処理手続き、使用ルール等に関する相談受付窓口は次のとおりとする。 ○研究費等の事務処理手続き等に関する相談 本部事務局企画課、各学校の研究協力担当係等 ○競争的資金等の使用ルール等に関する相談 本部事務局財務課、各学校の財務担当係等	本部・各学校	○	→	→	
② 研究費等の事務処理手続きに関する機構内外からの相談は、一次的に各学校で受け付け、各学校において判断できない場合には各学校窓口を通じて本部窓口へ照会する。	本部・各学校	○	→	→	
③ 不正に係る機構内外からの通報（告発）を受け付ける窓口は、本部事務局総務課とする。	本部	○	→	→	
④ 不正に係る情報は、独立行政法人国立高等専門学校機構研究活動における不正行為防止等に関する規則（機構規則第71号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構研究費等の不正使用に関する通報規則（制定予定）にしたがって、最高管理責任者へ適切に伝達する。	本部	△	○	→	「研究費等の不正使用に関する通報規則」は20年度制定
⑤ 本部は、研究費等の事務処理手続きに関する相談受付窓口、機構内外からの通報（告発）を受け付ける窓口を機構ウェブサイトにより外部に公開する。	本部	○	→	→	
⑥ 本部は、研究費等の管理・監査の実施方針、不正防止計画、行動規範など、機構における競争的資金等の不正への取組状況を機構ウェブサイトにより外部に公表する。	本部	○	→	→	
VI モニタリング体制の整備					
① 内部監査にあたっては、競争的資金等の機関管理の状況、発注・検収の方法など、研究費等の管理状況について確認を行う。	本部・各学校	○	→	→	
② 本部は、各学校間の相互監査制度を構築し、各学校が独自に行っている内部監査から他校の監査員による相互監査への移行を図り、内部監査体制を強化する。	本部・各学校		○	→	
③ 毎年度における内部監査計画の策定にあたっては、研究費等の不正防止対策に関して、対策室と適宜意見交換等を行うものとする。	本部		○	→	
④ 各学校間の相互監査制度の構築にあたっては、当該制度を機構全体の監査体制強化の取り組みとして位置付け、各学校の監査員に対して必要な権限を付与する。	本部		○	→	
⑤ 本部は、監事及び会計監査人に対して、研究費等の不正防止対策に関して、適宜意見交換等を行うものとする。	本部		○	→	